

住宅の固定資産税減額制度

問 本庁舎固定資産税課 ☎ 0857-30-8158 📠 0857-20-3920

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前からある住宅（住居部分の床面積が2分の1以上で賃貸住宅を除く）

対象となる工事

内容 令和4年3月31日までにされる次の①または②に該当する工事（屋外と接する部分の改修に限る）により、各部位が現行の省エネ基準に新たに適合するものとなること。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② 上記①と併せて行う、床、天井または壁の断熱改修工事

床面積 改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

費用 該当の工事について、補助金を除く自己負担金が50万円を超えること。

減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、増改築等工事証明書および工事費明細書・改修箇所の平面図を添付し、**工事完了後3カ月以内**に申告してください。

※長期優良住宅化リフォームを行った住宅について

上記の省エネ改修により、長期優良住宅に認定された場合、工事が完了した年の翌年度について、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の2を減額します。申請書類に長期優良住宅認定通知書の写しを添付してください。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積100平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

対象となる家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅（住居部分の床面積が2分の1以上で賃貸住宅を除く）

次のいずれかに該当する人が居住していること

- ① 改修工事が完了した年の翌年1月1日時点で65歳以上の人
- ② 介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人
- ③ 障がいのある人

対象となる工事

内容 令和4年3月31日までにされる次の①～⑧のいずれかに該当する工事

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 出入り戸の改良
- ⑧ 床表面の滑り止め化

床面積 改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

費用 該当の工事について、補助金を除く自己負担金が50万円を超えること。

減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、次の①～④の書類を添付し、**工事完了後3カ月以内**に申告してください。

- ① 納税義務者の住民票の写し ※1
 - ② 高齢者などの証明となる書類 ※2
 - ・65歳以上の人…住民票の写し ※1
 - ・介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人…介護保険被保険者証の写し
 - ・障がいのある人…障がい者手帳などの写し
 - ③ 改修工事の内容の証明として工事費明細書・改修箇所の平面図に加えて、次のa、bのいずれか
 - a. 領収証、改修前後の写真
 - b. 建築士などによる証明（増改築等工事証明書など）
 - ④ 補助金などの給付・交付決定を受けたことを確認できる書類
- ※1 住民票の写しは、市内に在住の人は必要ありません。
- ※2 対象家屋の所在地と住民票などの住所が異なる場合は、対象家屋に居住されていることを証明できるものを添付してください（郵便物など）。

（注）これら減額措置を受けることができるのは1戸につき1度に限りです。新築住宅・住宅耐震改修の減額措置と重複して受けることはできません。省エネ改修とバリアフリー改修の減額措置は併せて受けられません。また、都市計画税は減額になりません。



こてざえもん

令和2年度鳥取市職員採用試験 【一般事務（社会人経験者対象）】

問 本庁舎職員課 ☎ 0857-30-8116 📠 0857-20-3957

職種など	年齢要件	1次試験		2次試験	
		試験日	合格発表	試験日	合格発表
社会人経験者対象	一般事務	昭和60年4月2日以降に生まれた人	9月20日(日)	10月上旬 予定	10月下旬 11月中旬

※新型コロナウイルス感染症による影響により、新規高等学校卒業予定者の選考開始時期などが変更となることを踏まえ、一般事務B（高校卒業程度）、調理員、一般事務C（障がい者対象）の試験日程は、決定次第本市公式ホームページ、市報などでお知らせします。

【受付期間】7月22日（水）～8月19日（水）

※試験についての詳しい内容は、受付開始日より本庁舎1階総合案内・6階職員課、駅南庁舎、各総合支所、鳥取市関西事務所で配布する受験案内または本市公式ホームページでご確認ください。

※同一年度内に実施する採用試験の同一職種の試験区分に申し込むことはできません。ただし、任期付短時間勤務は併願が可能です。



個人住宅の小規模リフォームの助成

問 本庁舎建築住宅課 ☎ 0857-30-8371 📠 0857-20-3919

- 対象者** ・市内在住で、住民登録をしている人
・市税などを滞納していない人
- 対象住宅** 市内に自ら所有し、現に居住している住宅（店舗兼用住宅は住居部分）
- 対象条件** ・住宅の機能向上や居住環境向上のための修繕、模様替え、増改築などの工事
・市内に本社を有する施工業者（個人事業者可）を利用すること
・助成金の交付決定後に着手し、年度末までに工事が完了するもの
・工事費が20万円以上（消費税含む）のもの
・同一箇所について住宅改修に関する市の他制度による助成を受けないもの

交付金額 工事費の20%で上限20万円（ただし、満18歳未満の子ども、障がい者、または満65歳以上の高齢者が同居する世帯は上限30万円）

交付総額 4000万円

交付件数 交付総額以内で概ね200件程度（応募件数多数の場合は抽選）

募集期間 7月1日（水）～31日（金）
当日消印有効（募集期間を過ぎた消印は受付けません）

応募方法 本市公式ホームページのとっとり電子申請サービスが、「往復はがき」に必要な事項をご記入のうえ、お申込みください。

その他 ・当選者に助成申請などの各種様式一式を送付します。
・詳しくは、本市公式ホームページをご覧ください。

往復はがきで応募する場合の記載要領

【表面】（左半分のみ、右半分は無記入）
〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市都市整備部建築住宅課 行

【裏面】
▷左半分：応募者の郵便番号、住所、氏名
▷右半分：鳥取市住宅小規模リフォーム助成希望届
①住所 ②氏名（フリガナ）
③電話番号（携帯可）
④住宅所有者名
※応募者と所有者は同じであること
⑤リフォーム工事の概要 ※簡潔に記入のこと
⑥施工業者名 ※市内に本社がある業者に限る
⑦概算見積額 ※対象は消費税込20万円以上
⑧18歳未満の子ども、障がい者、65歳以上の高齢者の有無
※記入例：「子ども 有、高齢者 有」
⑨助成金見込み金額
※概算見積額×20%、上限は20万円、⑧が「有」の場合は上限30万円、1000円未満切捨て
⑩予定工事日程
※記入例：「令和2年10月着工～12月完成」着工済みは対象外

往復はがき（表面）

63 月 (往信)	上記【表面】 を記載	記入なし
-----------------	---------------	------

往復はがき（裏面）

63 月 (返信)	上記【裏面】 (左半分) を記載	上記【裏面】 (右半分) を記載
-----------------	------------------------	------------------------

夏の食中毒を予防しましょう！

問 駅南庁舎生活安全課 ☎ 0857-30-8552 📠 0857-20-3962

気温の高い日が続くこの時期は、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすくなります。次のことに注意して食中毒予防に努めましょう。

- ① 買い物をするときは、新鮮なものを選ぶ。
- ② 冷蔵庫の温度は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下。
- ③ 調理を始める前には、よく手を洗い、包丁やまな板は、

一度熱湯で殺菌。

- ④ 加熱するときは、「中心部を75℃で1分以上」。調理後の食品は、室温で長く放置しない。
- ⑤ 盛り付けは、清潔な手で、清潔な器具と清潔な食器を使用。
- ⑥ 残った食品は、早く冷えるように浅い容器に小分けして保存。時間が経ちすぎたら思い切って捨てる。